

・提出書類一覧

種 類	法人	個人
1 固定資産税課税免除等申請書	○	○
2 確定申告書の写し		○
3 青色申告決算書の写し		○
4 会社概要（定款、パンフレット等）	○	
5 事業報告書等事業内容のわかるもの	○	
6 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表 16(1)(2)）の写し、特別償却限度額の計算に関する附表の写し	○	
7 法人税申告書（法人税法施行規則別表 1(1)）の写し	○	
8 登記簿謄本の写し	○	○
9 家屋の建築請負契約書等の写し	○	○
(土地が対象の場合) 10 売買契約書の写し	○	○
11 新增設設備の内容のわかるもの（パンフレット等）	○	○
12 生産工程図	○	○
13 償却資産の配置図	○	○
14 家屋の配置図、平面図（寸法の表示のあるもの）	○	○
15 年次別建設計画又は設備投資計画書	○	○
16 市長の確認を受けた産業振興機械等の取得に係る確認申請書の写し（産業戦略推進室で交付）	○	○

※特別償却を受け得る状態であるが、受けていない場合は、受けなかった理由書

※確定申告が済んでいない場合は、租税特別措置法第 12 条第 3 項（個人）又は第 45 条第 2 項（法人）の規定の適用を受ける旨の書類

（2 年度以降の提出書類）

固定資産税課税免除等申請書のみを提出してください。

- ・提出期限 毎年 1 月 31 日までに提出してください。申請書類などについて、ご不明な点は事前にお問い合わせください。

・課税免除又は不均一課税までの流れ

- (1) 産業推進戦略室に「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書」を申請し、確認を受けてください。
- (2) 申請書及び添付書類の精査を行ないます。
- (3) 現地調査を実施します（産業戦略推進室と合同で実施）。ただし、家屋や土地の場合は先行して新增築等調査を行なう場合があります。
- (4) 書類審査、現地調査で要件に適合すると認められた場合は、課税免除又は不均一課税が決定されます。

問い合わせ先：沼津市財務部資産税課 電話：055-934-4738